

監査公表第8号

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

報告の対象

公益財団法人呉市文化振興財団

公益財団法人安浦町生涯学習振興財団

令和5年6月19日

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

田 中 みわ子

出資団体監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体監査

2 監査の対象団体（所管課）

公益財団法人呉市文化振興財団（文化振興課）

3 監査の期間

令和5年1月10日から同年3月27日まで

4 監査の対象

令和4年度における出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象とした事務が、法令、定款等に適合し、適正に行われているかに主眼を置いた。

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

是正，改善又は検討を要望する事項は，次のとおりである。

指摘事項

固定資産の管理状況等について調査したところ，次の事例があった。

- (1) 公益財団法人呉市文化振興財団会計規則では，固定資産の取得に当たっては，理事長の承認を受けなければならないとなっているにもかかわらず，美術館で使用する固定資産の取得について，理事長の承認を受けていなかった。

については，適正な事務処理をされたい。

- (2) 同規則では，固定資産について，固定資産管理責任者は，3年に1回は固定資産台帳と現物とを照合しなければならないとなっているにもかかわらず，台帳と現物との照合を行っていることが確認できなかった。

については，適正な資産管理をされたい。

出資団体監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体監査

2 監査の対象団体（所管課）

公益財団法人安浦町生涯学習振興財団（文化振興課）

3 監査の期間

令和5年1月10日から同年3月27日まで

4 監査の対象

令和4年度における出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象とした事務が、法令、定款等に適合し、適正に行われているかに主眼を置いた。

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査の結果

事務の処理状況は、おおむね適正と認めた。

監査公表第9号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

報告の対象団体及び施設（所管課）

対象団体	株式会社エムケイ興産	株式会社水みらい広島
施設	呉市営駐車場，呉市都市公園駐車場及び呉駅西自転車等駐車場	宮原浄水場（場内施設及び県営宮原浄水場を含む。） ，本庄水源地，二河水源地及び鍋崎配水池
所管課	都市計画課及び土木総務課の共管	浄水課

令和5年6月19日

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

田 中 みわ子

公の施設の指定管理者監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象団体及び施設（所管課）

(1) 対象団体

株式会社エムケイ興産

(2) 施設（所管課）

呉市営駐車場，呉市都市公園駐車場及び呉駅西自転車等駐車場（都市計画課及び土木総務課の共管）

3 監査の期間

令和5年1月10日から同年3月27日まで

4 監査の対象

令和4年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象とした事務が，法令，基本協定書，年度協定書，事業計画書等に適合し，適正に行われているかに主眼を置いた。

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに，関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査の結果

事務の処理状況は，おおむね適正と認めた。

公の施設の指定管理者監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象団体及び施設（所管課）

(1) 対象団体

株式会社水みらい広島

(2) 施設（所管課）

宮原浄水場（場内施設及び県営宮原浄水場を含む。）、本庄水源地、二河水源地及び鍋崎配水池（浄水課）

3 監査の期間

令和5年3月7日から同年4月25日まで

4 監査の対象

令和4年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象とした事務が、法令、基本協定書、年度協定書、事業計画書等に適合し、適正に行われているかに主眼を置いた。

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

7 監査の結果

事務の処理状況は、おおむね適正と認めた。